

保護観察所における薬物事犯者の 支援に関する一考察

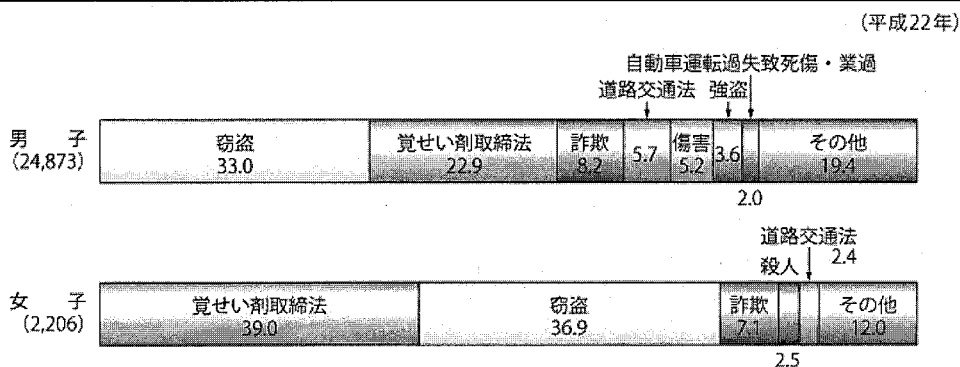
—覚せい剤事犯者処遇プログラムを通して—

北本 明日香

I. はじめに

近年、司法福祉領域における薬物依存症者¹⁾への支援に大きな変化がみられる。背景として、1. 覚せい剤取締法違反による入所受刑者数の増加および再犯率の高さ、2. 刑事施設の過剰収容状態が挙げられる。1は、『犯罪白書（平成23年版）』（図1）をみると、2010（平成22）年における入所受刑者の罪名別構成比は、男子は窃盗（33.0%）が最も高く、次いで覚せい剤取締法違反（22.9%）である。一方、女子は覚せい剤取締法違反（39.0%）が最も高い。また、再犯率に関して『犯罪白書（平成24年版）』（図2）をみると、2011（平成23）年において60.1%と、一般刑法犯の再犯者率と比べて高い水準にある。2は、刑事施設の収容人員²⁾は2006（平成18）年末には81,255人、刑事施設全体の収容率は102.4%となり、過剰収容状態となっている。

入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



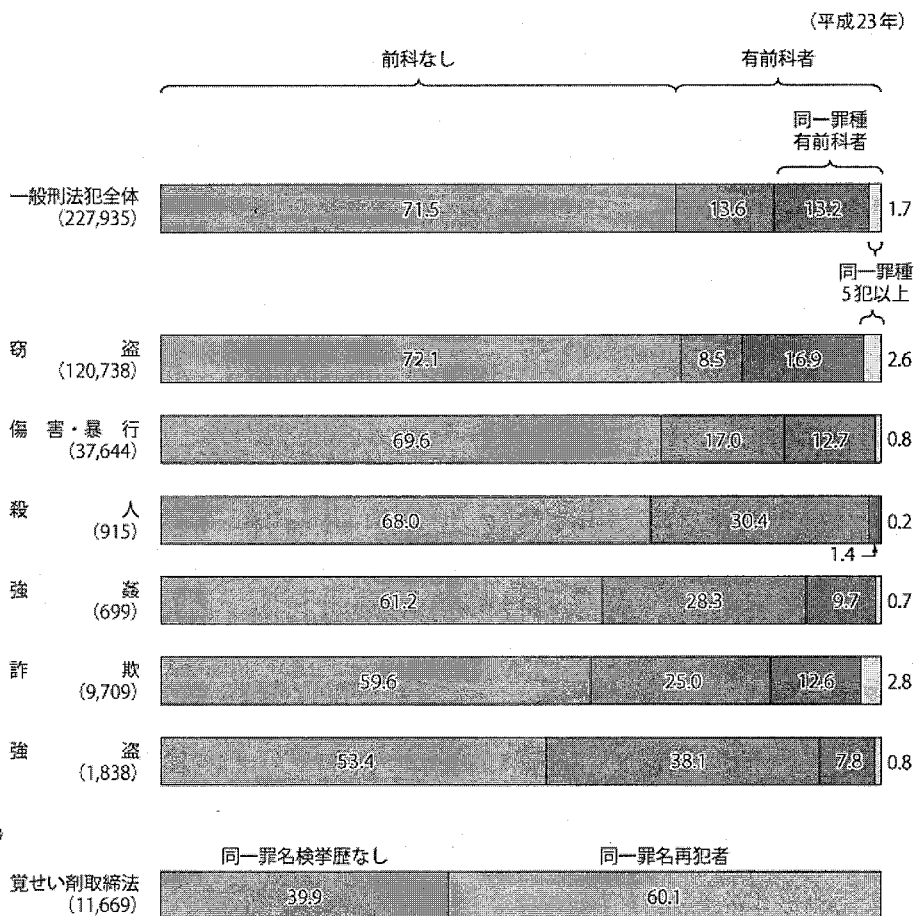
- 注 1 矯正統計年報による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 ()内は、実人員である。

（図1）入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

* 出典：法務省法務総合研究所編『犯罪白書（平成23年版）—少年・若年犯罪者の実態

と再犯防止一』、2011年、60頁。

成人検挙人員前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 4 「同一罪種有前科者」は、前に同一罪種（警察庁の統計の区分による。）の罪名による前科を有する者をいい、「同一罪種5犯以上」は、前に同一罪種の罪名による前科を5犯以上有する者をいう。
 5 ()内は、実人員である。
 6 「覚せい剤取締法」については、同法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。）による検挙歴のある者（同一罪名再犯者）の構成比を示しており、参考数値である。

(図2) 成人検挙人員前科の有無別構成比（罪名別）

* 出典：法務省法務総合研究所編『犯罪白書（平成24年版）—刑務所出所者等の社会復帰支援一』、2012年、178頁。

2006（平成18）年、被收容人員適正化方策に関する部会³⁾において「被收容者人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止・社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に收容しないで行う処遇の在り方等について」議論される。課題として、「刑事施設の過剰收容の解消」と「再犯防止及び社会復帰の促進」を挙げている。また、「近年、犯罪者の再犯防止が重要な

課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするもの⁴⁾とし、2013(平成25)年6月「薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予制度」(以下、新制度)が創設される。

統計上の数値として、覚せい剤事犯による入所受刑者数の多さと再犯率の高さが示されており、これまでの薬物事犯者施策や処遇のあり方について検討されたことは意義がある。刑事施設に収容され、薬物を使用できない環境の中で止めていることよりも、薬物を手に入れることができる環境の中で止め続けることに目が向けられたことは大きい。また、新制度導入に伴い、薬物依存症の対象者は数千人規模で刑務所から出所し、保護観察に付されると想定される。刑事施設収容から社会内処遇の充実が図られることにより、これまで以上に保護観察所の役割が重視されるであろう。

そこで本稿では、保護観察所にて実施されている覚せい剤事犯者処遇プログラムを通して、薬物事犯者の生活課題の解決に向けた支援の手がかりを模索したい。

II. 保護観察所における薬物事犯者への支援

保護観察対象者に対する支援は、保護観察官と保護司の協働態勢で行われる。保護観察官の主な役割は、保護観察対象者の処遇の実施計画を立案、面接指導等の実施、関係機関・団体との連絡調整等及び犯罪予防活動に関する事務を担う。また、覚せい剤事犯者等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては専門的処遇プログラムを実施する。⁵⁾

専門的処遇プログラムは、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムがある。これらのプログラムは認知行動療法(自己の認知のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤としている。対象者はプログラムを受けることを特別遵守事項⁶⁾として義務付けられている。⁷⁾

1. 覚せい剤事犯者処遇プログラム

「覚せい剤事犯者処遇プログラム」は、2008(平成20)年6月から施行されている。実施形態は、保護観察官が対象者に対し、ワークシートに書き込ませる等の方法で5回にわたり個別処遇にて行う。また、簡易薬物検出検査と組み合わせ実施される。⁸⁾

個別処遇にて行われることにより個々の対象者の状況に応じた関わりができるといえるが、一方で、青木は「保護観察官は、保護観察所に来ているときしか、監督できないので、グループ指導にした場合に、問題のある交友関係ができてしまって、覚せい剤を使用し始めるきっかけになってしまうことが懸念されるとの理由で、基本的には個別指導で行われている」⁹⁾と述べている。

その後、新制度導入を見据えて「覚せい剤事犯者処遇プログラム」を改正し、新たなプログラム(以下、プログラム)にて集団処遇を試行的に実施することになる。2012(平成24)年10月1日から全国50庁の保護観察所のうち、7庁(千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び福岡)において実施されている。プログラムはワークブックを使用し、内容は1)薬物依存の特徴を学ぶ、2)引き金の概念および対処法を考える、3)錨をみつける、4)「再発」のサインに気づく、5)再使用の兆候に気づき、対処法を知るという主な流れで行う。¹⁰⁾

新制度導入以前のプログラムは、薬物事犯者同士の交流は再犯の危険性があるため個別処遇にて実施するという側面は否めないが、新制度導入後のプログラムでは集団処遇を取り入れている。薬物依存症者のグループワークは、依存症からの回復に有効であるとされ、多くの専門

医療機関にて実施されているが、保護観察所において薬物事犯者の集団処遇を行うことは初めての試みであるため、意義は大きい。

グループワークでは、薬物を止めることが一義的な目的ではなく、参加者が薬物依存によって生じる生活上の課題に主体的に取り組めることが目的となる。プログラムでは再犯防止を主たる目的としているが、まずは薬物事犯者の生活上の課題を捉え、理解することは欠かせない。

2. 薬物事犯者の生活上の課題

ここでは、1) 罪を犯した人の生活上の課題、2) 薬物依存症によって生じる生活上の課題を述べる。

1) 罪を犯した人の生活上の課題

罪を犯した人の社会復帰における課題として萱沼、江口、古川は(1) 社会保障からみた課題

(2) 医療・福祉からみた課題、(3) スティグマ・社会的排除からみた課題を挙げている。¹¹⁾

(1) 社会保障からみた課題は、刑事施設収容中は社会保障制度の諸手続きが難しくなり、住民票の喪失、年金保険や医療保険、介護保険の保険料の滞納が生じ、出所後の生活再建を妨げることになる。

(2) 医療・福祉からみた課題は、受け入れ先となる施設や医療機関の課題がある。施設側は、「専門的なプログラムが整備されていない」「職員不足である」等、職員の精神的・体力的負担が挙げられる。医療機関側は、刑事施設収容者に対して暴力や迷惑行為をするという認識で捉えられていることが考えられる。高齢・障害のある刑事施設収容者が医療、福祉の支援を受けることができず、再犯に至るリスクが高いといわれている。

(3) スティグマ・社会的排除からみた課題は、日本では罪を犯して刑事処分を受けることは、きわめてネガティブな意味を持つ。罪を犯したということで特別な存在として扱われる。

2) 薬物依存症によって生じる生活上の課題

薬物依存症は、心身に影響を与えるだけではなく周囲の人にも影響をもたらす障害である。例えば、(1) 身体的障害や精神障害、性格の変化等の健康の問題、(2) 家庭内暴力や家族崩壊、家族の心身の健康問題等の家族の問題、(3) 薬物乱用仲間の形成やトラブル等の対人関係の問題、(4) 職務能力の低下や失業、退学、借金等の社会生活上の問題、(5) 犯罪や事故の増加等の社会全体の問題がある。¹²⁾

以上から、薬物事犯者は罪を犯した人の生活上の課題に加えて、薬物依存症という「病気」を抱えることによる独自の課題があるといえる。周囲が薬物使用は犯罪であると認識している場合、薬物使用に関することを言えなくなり、再使用する可能性が考えられる。また、依存症の治療に繋がるのが遅れたり、適切なサービスを受けることが難しくなることが危惧される。

III. プログラムにおける課題

ここでは、保護観察所にて実施されるプログラムの課題として、以下3点を述べておきたい。

1 つ目は、プログラムを実施する担当者は保護観察官であるということである。保護観察官¹³⁾は「医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する」(更生保護法第31条第2項)国家公務員である。プログラムは集団処遇にて行われるため、グループワークの知識や技術が求められる。松永は「グループワークは、相手と自分の考え方や行動の傾向への理解、共に活動する過程での協力や完成の喜び、成功体験による自信の回復等を期待して提供される、集団過程を用いた援助である」¹⁴⁾と説明

している。グループはただ単に個人が集まったものではなく、参加者同士が相互に影響を与えるものであり、グループダイナミクスを生かすことが肝要となる。福祉専門職ではない保護観察官が担当する場合、難しい部分がある。

また、プログラムのサポート体制として外部の有識者等が実施補助者として参加することができるが、福祉専門職と規定されていない。そのため、実施補助者の職種や立場によって関わる視点が異なる。グループワークを展開するうえで保護観察官と実施補助者の役割は重要であるため、グループの中でどのような役割を担っているか検証する必要がある。

2 つ目は、プログラムは保護観察中に行われるため、期間限定の支援となることである。薬物事犯者は、薬物依存によって生じる身体的、精神的、社会的な課題や罪を犯したというステイigma等を抱えて生活している。グループでは、同じ薬物事犯という共通の経験をした者同士がその経験を分かちあい、自分の考え方や課題に気づくという機会となる。このような相互交流の場となるには、参加者が安心感をもって話すことが基本となる。しかし、限られた期間では信頼関係を構築し、安心感を保障することは難しい。

3 つ目は、保護観察中は特別遵守事項が定められていることである。保護観察中に再び違法薬物を使用したり、無断でプログラムに参加しない等の遵守事項を守らない場合は、執行猶予が取り消される等の処分がある。そのため、プログラム参加は義務となり、本人の意欲に基づくものにはなりにくい。

IV. おわりに

以上の課題により、保護観察所におけるプログラムは限られた支援にならざるを得ないが、同じ薬物事犯という共通の経験をした者同士がかかわることで、自らの生活上の課題に気づく機会となる可能性はある。しかし、生活上の課題を主体的に取り組み、地域の中で社会的役割をもって生活するには継続的な支援は必要である。

「再犯防止」や「社会復帰の促進」の観点からも司法機関における福祉的アプローチは必要である。今後は、どのような条件であれば再犯防止となるのか、先行研究やプログラムの効果検証を通して考察したい。

【注】

- 1) 薬物依存とは、「依存性薬物の乱用を繰り返した結果生じる、止めようと思っても渴望 (craving) に駆り立てられて自己制御できない状態」(社団法人日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉学会監修『精神保健福祉用語辞典』、中央法規、2004年、508頁)をいう。また、薬物依存症は治癒することはないが、薬物を止め続ければ、回復することができるといわれている。
- 2) 法務省矯正局：日本の刑事施設、2011年、8頁。
- 3) 法制審議会－法制審議会－被収容人員適正化方策に関する部会にて、2006(平成18)年から2009(平成21)年まで26回審議される。
- 4) 第179回国会からの継続案件(刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案)における理由
- 5) 柿澤正夫「保護観察官の役割、保護司の役割」『更生保護』、日本更生保護協会、2011年、1月号、11～13頁。
- 6) 特別遵守事項は、「①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動の実行又は継続、③指導監督を行うために事前に把握しておくことが重要と思われる生活上又は身分上特定の事項の申告、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けることなどの事項について、保護観察対象者の改善更生に特に必要があると認められる範囲内で具体的に定められる」(法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成24年版)－刑務所出所者等の社会復帰支援－』、2012年、75頁)
- 7) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成24年版)－刑務所出所者等の社会復帰支援－』、2012年、77頁。
- 8) 同上、77頁。
- 9) 青木和子「第6章薬物事犯」、日本弁護士連合会 刑事拘禁制度改革実現本部編著『刑務所のいま－受刑者の処遇と更生－』、ぎょうせい、2011年、136頁。
- 10) 北本明日香「保護観察所における覚せい剤事犯者へのグループワーク～スーパーバイザーの立場から見えてきたもの～」『精神保健福祉』第44巻第3号(通巻95号)、日本精神保健福祉士協会、2013年、257頁。
- 11) 萱沼美香、江口賀子、古川隆司「第12章犯罪者の社会復帰における課題」、藤原正範、古川隆司編『司法福祉－罪を犯した人への支援の理論と実践』法律文化社、2013年、193～208頁。
- 12) 再乱用防止資料編集委員会『ご家族の薬物問題でお困りの方へ』、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、2010年、5～6頁。
- 13) 保護観察官の主要業務である保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、指導監督及び補導援護を行うことにより実施するものとする。(更生保護法第49条第1項)。業務にあたっては、保護観察官と保護司(非常勤の国家公務員)との協働態勢で行われる。なお、2008年(平成20)年4月現在、現場の第一線で働く保護観察官は、全国に約1000人である。(杉山弘晃「第1節保護観察官」、社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』中央法規、2009年、59頁)

- 14) 松永宏子「2. 集団的接近」、柏木昭編著『新精神医学ソーシャルワーク』、岩崎学術出版社、2002年、143頁。